

## 埼玉県公安委員会規程第6号

埼玉県公安委員会事務専決規程を次のように定める。

平成9年12月17日

埼玉県公安委員会委員長

### 埼玉県公安委員会事務専決規程

埼玉県公安委員会の権限の代行処理に関する規程（昭和38年埼玉県公安委員会規程第2号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する許可、認可、免許、調査等の事務のうち、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）若しくは警察署長（以下「署長」という。）又はこれらの補助機関が専決することができる事務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （専決事務の範囲）

第2条 本部長及び署長並びにこれらの補助機関は、公安委員会事務専決事項及び専決権者一覧表（別表）に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、別表に掲げる専決事項であっても重要又は特異若しくは処理上疑義のある事項及び公安委員会が特に指示した事項については、その内容に応じて、上位の職にある者又は公安委員会の決裁を受けなければならない。

2 別表の規定にかかわらず、警察本部の参事官及び参事は部長の指示により部長の専決事項のうち、総括調査官、主席調査官及び調査官は所属長の指示により所属長の専決事項のうち、それぞれ担当事務に係る事項について専決することができる。この場合において、前項のただし書を準用する。

一部改正〔平成11年第2号〕、全部改正〔平成15年第7号〕、一部改正〔平成16年第1号、24年第4号〕

#### （報告）

第3条 本部長は、前条の規定に基づき、本部長及び署長並びにこれらの補助機関が専決した事項については、月ごとにその概要をとりまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成10年3月31日公安委員会規程第1号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に違反行為をしたことを理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効

力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程別記の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。（以下略）

附 則（平成 10 年 10 月 29 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 24 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 28 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 28 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 15 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 22 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 12 年 11 月 24 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 4 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 25 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 18 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 26 日公安委員会規程第 16 号）

この規程は、平成 13 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 28 日公安委員会規程第 17 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 13 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 15 日公安委員会規程第 6 号）

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

2 略

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 22 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 1 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 27 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 8 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 6 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 17 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 12 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 27 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日公安委員会規程第 17 号）

1 この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 30 日公安委員会規程第 19 号）

この規程は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 20 日公安委員会規程第 20 号）

この規程は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 19 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 8 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 29 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 26 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 3 日公安委員会規程第 14 号）

この規程は、平成 20 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 4 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 8 号）

1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 （略）

附 則（平成 21 年 12 月 1 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 2 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 4 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 15 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 26 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 4 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 7 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 25 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 4 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 30 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 14 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 29 日公安委員会規程第 12 号）

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 6 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 1 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 17 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 12 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和元年 6 月 13 日から施行する。

附 則（令和元年9月9日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和元年9月9日から施行する。

附 則（令和元年11月29日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和2年11月4日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年7月14日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和3年7月14日から施行する。

附 則（令和4年3月9日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和4年3月18日から施行する。

附 則（令和4年3月9日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年5月13日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年9月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月13日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和5年4月13日から施行する。

附 則（令和5年6月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年8月25日公安委員会規程第9号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年8月25日公安委員会規程第10号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年2月6日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和6年2月15日から施行する。

附 則（令和6年3月12日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和7年2月25日から施行する。

附 則（令和7年2月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和7年3月24日から施行する。





番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分				
				警察本部					警察署									
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理					
8	行政手続法（平成5年法律第88号）	第5条第1項	審査基準の設定			○											共通	
		第5条第3項	審査基準の公表			○												
		第6条	標準処理期間の設定及び公表			○												
		第7条	申請の形式上の要件の不備の補正要求					○										
			申請の形式上の要件の不備による拒否				○											
		第8条第1項	拒否理由の提示				○											
		第9条	情報の提供				○											
		第10条	公聴会の開催等				○											
		第11条第2項	他の行政庁との相互連絡				○											
		第12条第1項	処分基準の設定及び公表				○											
		第14条	不利益処分の理由の提示				○				●							
		第15条第1項	聴聞の通知				○											
		第15条第3項（第31条において準用する場合を含む。）	公示による通知				○											
		第16条（第31条において準用する場合を含む。）	代理人資格証明書及び代理人資格喪失届の受理				○				●							
		第18条第1項	文書等の閲覧要求の受理				○											
		第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定				○											
		第19条第1項	主宰者の指名（公安委員に対するものを除く。）			○												
		第20条第6項	審理の公開の決定				○											
		第24条第3項	聴聞調査及び報告書の受理				○											
		第24条第4項	聴聞調査及び報告書の閲覧要求の受理						○									
聴聞調査及び報告書の閲覧の許可							○											
	聴聞調査及び報告書の閲覧の不許可			○														
第25条	聴聞の再開の命令				○													
第29条第1項	口頭による弁明の決定				○					●								
	弁明書の受理					○				●								
第29条第2項	証拠書類等の受理					○				●								
第30条	弁明の機会の付与の通知					○				●								
9	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国公安委員会規則第26号）	第3条第3項	主宰者の再指名（公安委員に対するものを除く。）			○												
		第9条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の申出の受理並びに聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更				○				●							
		第9条第3項（第24条第2項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の通知					○				●						
		第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知並びに期日及び場所の公示				○											
		第19条第2項	聴聞調査等の閲覧の日時及び場所の指定並びにその通知					○										
		第21条第1項	弁明録取者の指名					○				●						
		第22条第3項	弁明調査書の受理					○				●						
		第24条第1項（第11条第1項、第2項及び第3項を準用する場合）	提出物目録の作成					○				●						
提出物目録の写しの交付						○				●								
	証拠書類等の返還					○				●								











4 生活安全部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者							区分				
				警察本部				警察署							
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長		特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
1	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	指定申請の受理			○								生活安全総務課	
		第3条第1項	変更の届出の受理			○									
		第3条第2項	実施要領に掲げる事項の変更の承認			○									
			実施要領に掲げる事項の変更の不承認		○										
		第5条	事業計画書等の受理			○									
		第6条	登録業務に関する報告又は資料の提出要求			○									
		第7条	是正又は改善措置の勧告			○									
		第8条	登録業務の休廃止の承認			○									
登録業務の休廃止の不承認				○											
第10条	登録業務の廃止又は指定取消しに伴う書類等の受理			○											
2	古物営業法（昭和24年法律第108号）	第3条	古物営業の許可			○								保安課	
		第5条第1項	許可申請書の受理									○			
		第5条第2項	許可証の交付									○			
		第5条第3項	不許可の通知			○									
		第5条第4項	許可証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付							○					
		第7条第1項及び第2項	変更の届出書の受理										○		
			許可証の書換え	欠格事由調査を要するもの 上記以外のもの			○				○				
		第8条第1項及び第3項	返納許可証の受理									○			
		第10条第1項及び第3項	競り売りの届出の受理									○			
		第10条の2第1項	古物競りあっせん業者の開始届出書の受理									○			
		第10条の2第2項	古物競りあっせん業者に係る廃止及び変更届出書の受理									○			
		第13条第4項	管理者の解任の勧告			○									
		第21条の5	古物競りあっせん業者に係る認定			○									
		第21条の6	外国古物競りあっせん業者に係る認定			○									
		第22条第1項	立入警察職員の指定			○									
		第22条第2項	身分証明書交付			○									
		第23条	古物商、古物市場主に対する指示			○									
		第25条第2項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示			○									
第26条	盗品等に関する情報の提供			○											
3	古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第4条第1項	再交付申請書の受理							○				保安課	
		第4条の2	所在を確知できない古物商等の公告			○									
		第5条第9項	書換申請書の受理									○			
		第6条	変更後の規約の受理									○			
		第7条	返納理由書の受理									○			
		第12条第1項	行商従業者証及び標識の様式の承認			○									
		第12条第2項	行商従業者証及び標識の様式の承認等に係る団体の公示			○									
		第14条の2	仮設店舗営業の届出書の受理									○			
		第19条の4第1項	古物競りあっせん業者の認定申請書の受理									○			
		第19条の7第1項（第19条の12において準用する場合を含む。）	古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示			○									
		第19条の7第2項（第19条の12において準用する場合を含む。）	古物競りあっせん業者に係る不認定の通知			○									
		第19条の9第2項	認定古物競りあっせん業者に係る業務実施方法変更届出書の受理									○			
		第19条の10第2項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の公示			○									
		第19条の11第1項	外国古物競りあっせん業者の認定申請書の受理									○			
		第19条の13	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止及び変更の届出書の受理									○			
		第19条の14第2項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の公示			○									
		第22条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認申請書の受理			○									
		第24条第1項及び第2項	盗品売買等防止団体に係る承認又は不承認の通知及び承認した場合の公示			○									
		第25条第1項及び第3項	盗品売買等防止団体に係る変更届出書の受理及び公示			○									
		第25条第5項	盗品売買等防止団体に係る業務規程及び情報処理規程の変更の認可			○									
第26条第1項及び第2項	盗品売買等防止団体に係る事業計画書及び収支予算書の受理			○											
第27条	盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告			○											
第28条第1項及び第3項	廃止届出書の受理及び公示			○											
第29条第2項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示			○											
第30条	盗品等に関する情報の提供			○											







番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分		
				警察本部					警察署							
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理			
20	少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）	第8条	解囑の理由の通知				○									少年課
21	少年指導委員に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第10号）	第2条第4項	少年指導委員の辞職				○									少年課
22	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第19条第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付							○						保安課
		第19条第2項及び第3項	運搬、積載等についての指示及び運搬証明書への記載							○						
		第19条第4項（第17条第6項、第7項及び第8項を準用する場合）	運搬証明書の有効期間の指定										○			
			運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び書換え											○		
			証明書の再交付申請の受理及び再交付									○				
			返納運搬証明書の受理											○		
		第19条第5項	公安委員会相互の連絡				○									
		第43条第2項	立入検査の指示				○				○					
		第45条	運搬又は銃銃用火薬類等の消費に係る緊急措置命令				○				○					
		第48条第1項	許可の条件付加									○				
		第50条の2（第17条及び第25条の規定を準用する場合）	銃銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可									○				
			銃銃用火薬類等の消費の許可									○				
			許可証の交付、有効期間の指定									○				
			許可証の記載事項変更の届出の受理及び書換え											○		
許可証の再交付申請の受理及び再交付										○						
第52条第1項	返納許可証の受理											○				
第52条第1項	知事に対する意見提出				○											
第52条第2項	知事等からの通報の受理					○										
第52条第4項	知事等に対する措置要請						○									
23	狩猟用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第2条	譲渡許可申請書の受理										○		保安課	
		第3条第1項	譲受許可申請書の受理										○			
		第8条	許可証の記載欄の追加届出の受理及び追加										○			
		第11条第1項	消費許可申請書の受理										○			
		第11条第2項	消費許可書の交付及び変更届の受理										○			
		第14条	台帳への登載及び異動事項の整理										○			
24	武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	経済産業大臣又は知事からの通報の受理				○								保安課	
25	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項第11号から第15号まで	銃砲刀剣類製造等を業とする者の届出の受理											○	保安課	
		第3条第2項	作業従事者の届出の受理											○		
		第3条第3項及び第3条の2第2項	使用人の届出の受理											○		
		第4条第1項及び第5項	所持の許可（第4条第1項第1号の新規所持許可を除く。）				○									
			第4条第1項第1号の新規所持許可					○								
		第4条第2項	許可の条件の付加（第4条第1項第1号の新規所持許可に係るものを除く。）及びその変更					○								
		第4条第1項第1号の新規所持許可の条件の付加					○									
		第4条の2第1項（第5条の4第3項において準用する場合を含む。）	所持許可申請書及び技能検定申請書の受理											○		
		第4条の3第1項	認知機能検査の実施								○					
		第4条の3第2項	受診命令								○					
		第4条の4第1項	銃砲等又は刀剣類の確認										○			
		第4条の4第2項	銃銃等への番号又は記号の打刻命令					○								
		第4条の4第3項	クロスボウへの番号又は記号の表示措置命令						○							
		第5条の3第1項	銃銃等取扱講習会の開催					○								
		第5条の3第2項	講習修了証明書の交付						○							
		第5条の3第3項、第5条の3の2第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）及び第9条の16第1項	講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証の再交付又は書換え申請書の受理並びに再交付又は書換え									○				
		第5条の3第4項及び第5条の3の2第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）	講習開催事務の一部委託						○							
第5条の3の2第1項	クロスボウ取扱い講習会の開催						○									
第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付									○						

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者							区分						
				警察本部				警察署									
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長		特 定 課 長	課 長	課 長 代 理			
25	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第5条の4第1項	銃銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施		○										保安課		
		第5条の4第2項	合格証明書の交付			○											
		第5条の5第1項	技能講習の実施						○								
		第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付						○								
		第5条の5第4項	技能講習事務の一部委託			○											
		第7条第1項	許可証の交付										○				
		第7条第2項（第9条の13第3項において準用する場合を含む。）	許可証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更、亡失等の届出受理及び書換え又は再交付							○							
		第7条の3第1項及び第2項	銃銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新申請の受理 銃銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新			○							○				
		第8条第2項、第4項及び第5項並びに第9条第3項	返納許可証の受理										○				
		第8条第3項	許可証の記載事項のまつ消及びその届出の受理										○				
		第8条第7項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の提出命令、仮領置							○							
		第8条第8項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還							○							
		第8条第9項及び第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）	仮領置銃砲刀剣類等の売却又は廃棄及び売却代金の交付								○						
		第8条の2第2項	許可の失効に係る拳銃部品の提出命令及び仮領置								○						
		第8条の2第3項	許可の失効に係る拳銃部品の返還申請の受理及び返還								○						
		第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理			○											
		第9条の3第1項	銃銃等射撃指導員の指定申請の受理 銃銃等射撃指導員の指定				○						○				
		第9条の3第2項	銃銃等射撃指導員の指定の解除			○											
		第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定申請の受理 クロスボウ射撃指導員の指定				○						○				
		第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除			○											
		第9条の4第1項	教習射撃場の指定申請の受理										○				
		第9条の4第2項（第9条の9第2項において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任又は解任届出の受理			○											
		第9条の5第2項	教習資格の認定申請の受理 教習資格の認定 教習資格認定証の交付				○						○				
		第9条の5第3項（第9条の3の2第2項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。）	返納教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証の受理										○				
		第9条の6第2項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出又は変更届出の受理										○				
		第9条の6第3項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の打刻命令			○											
		第9条の7第3項（第9条の11第2項、第10条の6第6項及び第10条の8第2項において準用する場合を含む。）	銃砲等の受理に関する必要措置命令			○											
		第9条の8第3項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の提出命令及び仮領置								○						
		第9条の8第4項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の返還申請の受理及び返還								○						
		第9条の9第1項	練習射撃場の指定申請の受理										○				
		第9条の10第2項	射撃練習資格認定申請の受理 射撃練習資格の認定 射撃練習資格認定証の交付				○						○				
		第9条の12第2項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の提出命令及び仮領置								○						
		第9条の12第3項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の返還申請の受理及び返還								○						
		第9条の13第1項	年少射撃資格の認定申請の受理			○											
		第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付										○				
		第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催			○											
		第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付				○										
		第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格認定申請の受理 クロスボウ射撃練習資格の認定 クロスボウ射撃練習資格認定証の交付				○						○				
		第10条の6第1項	銃砲等の保管状況に関する報告徴収										○				









番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者							区分				
				警察本部				警察署							
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長		特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
33	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第45条（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書再交付申請書の受理												保安課
		第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱		○										
34	風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	指定申請書の受理			○									保安課
		第2条	名称等の公示			○									
		第3条第1項	名称等の変更届出の受理			○									
		第3条第2項	名称等の変更の公示			○									
		第5条第1項	事業計画書等の受理			○									
		第5条第2項	事業報告書等の受理			○									
		第5条第3項	報告又は資料の提出要求			○									
第7条	指定の取消しの公示			○											
35	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）	第1条第1項	認定申請書の受理						○						保安課
		第2条第1項	認定に関する試験の実施			○									
		第2条第2項	認定試験期間に対する試験実施及び結果報告要求			○									
		第2条第3項	遊技機又はその部品の提出要求			○									
		第3条第2項	認定の通知			○									
		第3条第3項	不認定の通知			○									
		第5条第2項	認定の取消しの通知			○									
		第7条第1項	検定申請書の受理			○									
		第7条の2第2項	確認申請書の受理			○									
		第7条の2第3項	確認証明書の交付			○									
		第7条の2第4項	変更届出書の受理			○									
		第7条の2第5項	廃止届出書の受理			○									
		第7条の2第7項	確認取消の通知			○									
		第8条第1項	検定に関する試験の実施			○									
		第8条第2項	指定試験機関に対する再試験の実施及び結果報告要求			○									
第8条第3項	遊技機の部品の提出要求			○											
第9条第1項	検定（適合）の通知及び公示			○											
第9条第2項	検定（不適合）の通知			○											
第11条第3項	検定の取消しの通知及び公示			○											
36	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第8号）	第1条	医師の指定			○								保安課	
		第2条	医師の指定の公示			○									
37	風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関する規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第8号）	第3条	風俗環境保全協議会委員の解嘱		○									保安課	
38	消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第7項	市町村長等からの危険物許可の通報の受理			○								保安課	
39	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第74条第1項	知事からの通報の受理			○								保安課	
40	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○								保安課	
		第59条第6項	運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項の指示（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○									
		第59条第7項	運搬証明書への指示事項の記載（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○									
		第59条第9項	記載事項変更届出の受理及び書換え					○							
		第59条第10項	運搬証明書再交付申請の受理及び再交付					○							
		第59条第13項	返納運搬証明書の受理					○							
		第67条	報告の徴収					○							
第68条第1項	立入検査の指示（核燃料物質の防護に係るものを除く。）					○		○							
41	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）	第8条	報告の徴収			○			○					保安課	







番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分				
				警察本部					警察署									
				本 部 長	部 長	局 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長		課 長 代 理			
3	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第15条	事業者からの援助の申出の受理					○										組織犯罪対策第一課
		第17条第2項	責任者選任届出書の受理							○							○	
		第18条第6項	責任者講習計画の策定					○										
		第21条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知					○										組織犯罪対策総務課
		第26条第1項	埼玉県暴力追放運動推進センターからの連絡の受理					○										
		第30条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知					○										組織犯罪対策第一課
		第35条第1項	提出資料目録の作成					○			○							
		第35条第2項	提出資料目録の写しの交付					○			○							
		第35条第3項	提出資料の返還					○			○							組織犯罪対策総務課
		第39条	指定及び指定の取消しに係る他の公安委員会に対する照会及び照会に対する回答					○										
		第40条第1項	命令等に係る他の公安委員会に対する照会及び照会に対する回答					○										組織犯罪対策第一課
		第40条第2項	関係資料の送付及び受理					○										
		第41条第1項	他の公安委員会に対する協力の依頼及び依頼された協力の実施					○										
		第41条第2項	他の公安委員会との連絡及び適切な措置					○			○							組織犯罪対策総務課 組織犯罪対策第一課
		第47条第1項及び第2項	特殊取扱いによる郵便・信書便の送達					○										
第47条第3項	送達した場合の関係記録の作成					○												
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）	第5条	忌避の申出の受理					○									組織犯罪対策総務課 組織犯罪対策第一課	
		第9条第1項	代理人選任届出書の受理					○										
		第10条第1項	補佐人申請書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○										
			補佐人の許可（公安委員会が主宰者の場合に限る。）	○														
		第10条第2項	補佐人出席許可の通知（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○										
		第11条	補佐人付添いの勧告（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○										
		第12条第1項	参考人の意見聴取への出席要求（公安委員会が主宰者の場合に限る。）	○														
		第12条第2項	参考人申出書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○										
		第12条第3項	参考人出席要求の通知（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○										
		第16条第1項	意見聴取期日又は場所の変更申出書の受理					○										
		第16条第2項	意見聴取期日又は場所の変更	○														
		第16条第3項	意見聴取期日又は場所の変更の通知及び公示					○										
		第17条第1項	陳述書の提出要求（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○										
		第17条第2項	陳述書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○										
		第23条第1項	意見聴取を続行する場合における期日及び場所の決定（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が決定している場合を除く。）	○														
		第23条第2項	意見聴取を続行する場合における期日及び場所の通知及び公示（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が決定している場合を除く。）					○										
		第34条第1項	意見聴取期日外における証拠調の実施（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が期日外証拠調の決定をしている場合を除く。）	○														
		第34条第2項	意見聴取期日外に証拠調を実施する場合の証拠調の期日及び場所の通知（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が期日外証拠調の決定をしている場合を除く。）					○										
第35条第2項	提出物の返還（公安委員会が主宰者の場合に限る。）					○												
第38条	意見聴取の公示に伴う措置					○												
第39条第1項	意見聴取に係る当事者がその地位を失った場合の措置					○												
第40条第2項	意見聴取を再開する場合における期日及び場所の通知及び公示					○												
5	暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）	第1条第1項	指定申請の受理					○								組織犯罪対策第一課		
		第2条	指定の公示					○										
		第3条第1項	名称等の変更届出の受理					○										
		第3条第2項	名称等の変更の公示					○										
		第3条第3項	申請時提出書類の内容変更届出の受理					○										
		第8条第1項	相談事業の開始の届出の受理					○										
		第8条第2項	相談事業の開始の公示					○										
		第9条第1項	相談事業の休廃止の届出の受理					○										
		第9条第2項	相談事業の再開の届出の受理					○										
		第9条第3項	相談事業の休廃止及び再開の公示					○										
		第12条第1項及び第2項	事業報告等の受理	○														
		第12条第3項	報告又は資料の提出要求					○										
		第13条	解任の勧告					○										













番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分						
				警察本部					警察署											
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長		課 長 代 理					
2	道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）	附則第2条第3項	旧法自動三輪車免許の限定解除審査の実施							○							運転免許試験課			
		附則第5条第3項	旧法軽自動車免許の限定解除審査の実施							○										
3	道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）	附則第6条第3項及び第7条第4項	旧法技能検定員及びびみなし教習指導員の解任命令 旧法技能検定員及びびみなし教習指導員に対する弁明の機会の付与				○			○							運転免許課			
4	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第13条第1項	緊急自動車の指定申請及び届出の受理				○										交通総務課			
		第14条の2	緊急自動車の指定 道路維持作業用自動車の指定申請及び届出の受理 道路維持作業用自動車の指定			○														
		第26条の8	車両の使用者に対する使用制限命令の処分量定審査				○											交通指導課		
		第32条の7第2号、第32条の8第2号、第34条第5項及び第8項	大型免許等の受験資格特例教習に係る年齢課程の指定				○											運転免許課		
		第33条の6第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハ	普通自動車等の運転に関する教習の課程の指定				○													
		第34条第2項、第4項、第7項及び第10項	大型免許等の受験資格特例教習に係る経験課程の指定				○													
		第40条の2第2号	免許関係事務の委託の公示				○													
5	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第6条の3の3第5号	停留所等の駐停車禁止規制に係る者の認定				○										交通規制課			
		第6条の3の4第1項	高齢運転者等標章申請書の受理							○										
		第6条の3の5	高齢運転者等標章記載事項変更届の受理								○									
		第6条の3の6	高齢運転者等標章再交付申請書の受理									○								
		第6条の7第2項	パーキング・チケット発給設備設置の表示板の設置								○									
		第8条の5第1項	けん引許可申請書の受理								○									
		第9条の9第1項第2号及び第2項第2号	安全運転管理者等の運転管理能力の認定								○							交通総務課		
		第9条の19第2項	特定自動運行許可証の交付							○										
		第9条の22	知事、道路管理者等への意見聴取								○									
		第9条の23第2項	知事、道路管理者等への意見聴取								○									
		第9条の33	特定自動運行許可取消（停止）通知書の交付									○								
		第9条の38第4項	特定自動運行許可証の返納に伴う公示									○								
		第15条の2	緊急自動車の運転審査の実施									○							運転免許試験課	
		第18条の3	免許の拒否等に係る通知									○							運転管理課	
		第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項	公安委員会が専門的な知識を有すると認める医師の指定									○							運転免許試験課	
		第18条の5	限定解除審査申請書の受理 眼鏡等に係る限定解除審査申請書の受理									○							運転免許試験課	
		第22条第1項、第2項及び第3項（第28条の2において準用する場合を含む。）	運転免許試験を行う道路、場所等の指定									○								
		第24条第7項（第28条の2において準用する場合を含む。）	技能試験に使用する自動車の提供又は指定									○								
		第24条第8項（第28条の2において準用する場合を含む。）	技能試験官の指定									○								
		第28条	運転免許試験成績証明書の交付									○								
		第29条の2の3	報告書の受理									○								運転免許試験課
		第30条の9第4項	免許の取消通知書の交付									○								
		第30条の11第1項	運転経歴証明書の再交付申請書の受理									○								
		第31条の5第3項	自動車教習所の廃止の届出及び届出事項の変更届出の受理									○								
		第31条の6	届出をした自動車教習所に対する報告書及び必要な報告又は資料提出要求									○								
		第33条第5項第2号一、（第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第7項第2号	応急救護処置指導員の能力の認定									○							運転免許課	
		第36条	指定自動車教習所の指定申請書の記載事項の変更届出の受理									○								
		第37条第1項	指定書の交付及び指定取消通知書による通知									○								
		第37条第2項	必要な措置の命令書の交付									○								
		第37条第3項	証明書の発行禁止及び発行禁止期間延長の通知									○								
		第37条の2	報告書の受理									○							運転免許試験課	
		第37条の2の2第2項	国際運転免許等の所持者に対する命令書の交付									○							運転免許試験課	
		第38条第17項	講習終了証明書の交付申出の受理及び交付									○							運転免許課	
第38条の2	特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書の交付申出の受理及び交付									○										
第38条の4の6第1項	運転免許取得者教育を行う者に対する報告書の提出要求									○							交通総務課 運転免許課			
第38条の4の6第2項	運転免許取得者教育を行う者に対する必要な報告の要求又は資料の提出要求									○										





番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分			
				警察本部					警察署								
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長		課 長 代 理		
20	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）	第3条第3項	共同溝整備道路の指定等に対する意見提出				○										交通規制課
21	自転車道整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）	第7条	計画的な交通規制の実施		○												交通規制課
22	路線を定める自動車運送事業の免許申請事業の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（昭和40年運輸省事務次官、警察庁次長覚書）	第2条、第4条及び第5条	運輸局長等に対する意見書の提出				○										交通規制課
		第3条	運輸局長等からの処分内容及び措置通知の処理						○								
23	道路情報提供装置の設置に関する覚書（昭和61年警察庁交通局長、建設省道路局長覚書）		道路情報提供装置の設置に関する連絡協議		○												交通規制課
24	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限		○					○							交通規制課
		第76条第1項	災害時における交通の禁止又は制限	規制の実施に係るもの	○												交通規制課 高速道路交通警察隊
				規制からの除外に係るもの					○				○				
		第76条第2項	災害時における交通の禁止又は制限に係る交通規制実施時の必要事項の周知措置	○													交通規制課
		第76条の4	道路管理者への要請		○												
第76条の5	国家公安委員会からの指示の受理	○															
25	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2第1項	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の設置							○							交通規制課
		第20条の2第2項	訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の明示							○							
		第20条の2第3項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管理者からの意見聴取				○			○							
		第20条の2第4項	防災訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公安委員会に対する通知				○			○							
		第20条の2第5項	防災訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報				○			○							
		第32条第1項	交通の禁止又は制限の標示の設置							○							
		第32条第2項	道路管理者への通知				○										
		第32条第3項	関係公安委員会への通知				○										
		第33条第1項及び第2項	災害応急対策を実施するための車両であることの確認							○				○			交通規制課 高速道路交通警察隊
		第33条第3項	災害応急対策を実施するための車両の標章及び証明書の交付							○				○			
第33条の3第1項	道路管理者からの通知の受理				○			○									
26	災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第6条第1項	緊急通行車両確認申出書の受理							○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊	
		第6条の3第1項及び第2項	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書の受理並びに標章及び証明書の書換え交付							○			○				
		第6条の4第1項及び第2項	緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理並びに標章及び証明書の再交付								○			○			
		第6条の5	標章及び証明書の返納の受理								○			○			
27	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第3条第2項	国家公安委員会及び国土交通大臣への意見提出	○												交通規制課	
28	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第24条	警戒宣言発令時における交通の禁止又は制限	○								○				交通規制課	
		第32条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限		○							○					





番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分		
				警察本部					警察署								
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理			
41	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）	第2条（第10条第2項において準用する場合を含む。）	技能検定員審査及び教習指導員審査の期日等の公示				○										
		第3条	技能検定員審査申請書の受理				○										
		第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付				○										
		第5条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）	技能検定員審査合格証明書及び教習指導員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付						○								
		第7条第2項	技能検定員資格者証の交付申請書の受理				○										
		第8条第1項（第16条第1項において準用する場合を含む。）	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付							○							
		第8条第2項（第16条第1項において準用する場合を含む。）	書換え申請書の受理及び書換え							○							
		第9条第1項（第16条第2項において準用する場合を含む。）	返納命令書の交付				○										
		第9条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）	返納技能検定員資格者証及び返納教習指導員資格者証の受理								○						
		第11条	教習指導員審査申請書の受理				○										
		第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付				○										
		第15条第2項	教習指導員資格者証の交付申請書の受理				○										
		附則第2条第1項	暫定教習の認定				○										
		附則第2条第2項	暫定教習指導員資格者証の交付				○										
		附則第2条第4項	返納暫定教習指導員資格者証の受理				○										
		附則第2条第5項（第15条第2項及び第16条を適用する場合）	暫定教習指導員資格者証の交付申請書の受理				○										
暫定教習指導員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付					○												
暫定教習指導員資格者証の書換え申請書の受理及び書換え					○												
暫定教習指導員資格者証の返納命令書の交付					○												
42	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第4号	認定教育実施者の指定				○										
			認定教育実施者の取消し				○										
		第5条第1項	認定教育申請書等の受理				○										
		第7条第1項	認定教育実施者の変更届出の受理						○								
		第7条第2項	認定教育実施者の変更届出に係る公示				○										
第7条第3項	申請書類の内容変更届出の受理							○									
43	応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号）	第4号	応急救護処置の能力の認定				○										
44	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第3条	意見の聴取の主宰者の指名				○										
		第4条第2項	意見の聴取の主宰者の再指名				○										
		第5条（第17条第1項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における代理人に係る書面の受理				○										
		第6条第1項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人に係る書面の受理				○										
		第6条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人の出頭許可及び不許可				○										
		第6条第3項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人の出頭許可の通知				○										
		第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更				○										
		第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更の申出に係る書面の受理				○										
45	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則	第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示				○										
		第13条	意見の聴取調書の受理				○										
		第14条第1項	弁明書による弁明の決定				○										
		第14条第2項	弁明録取者の指名				○										
		第15条第3項	弁明調書の受理				○										





## 8 警備部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者								区分		
				警察本部				警察署						
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長		課長	課長代理
1	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）	第3条及び第4条	小型無人機等の飛行を行おうとする者が行う通報の受理		○									公安第一課
2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第6項	運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項の指示（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								警備課
		第59条第7項	運搬証明書への指示事項の記載（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
		第59条第13項	公安委員会相互の連絡（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
		第68条第1項	立入検査の指示（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
3	集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年埼玉県条例第43号）	第1条	集団行進及び集団示威運動に関する届出の受理							○				警備課
4	集団行進及び集団示威運動の届出に関する手続（平成8年埼玉県公安委員会告示第167号）	2	届出証の交付							○				警備課